

ぱれっとスタッフによる 福祉用語解説

●成年後見制度とは

・認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により一人で決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為を一人で行なうのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。この様な一人で決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。法廷後見制度はご本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3種類に分かれています。

●各制度解説

【後見】認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断する能力が欠けているのが通常の状態の方について、申立てによって、家庭裁判所が「後見開始の審判」をして、本人を援助する人として成年後見人を選任する制度です。

成年後見人は、後見開始の審判を受けた本人に代わって契約を結んだり、本人の契約を取り消したりすることができます。このように幅広い権限を持つため、後見人は、本人の財産全体をきちんと管理して、本人が日常生活に困らないように十分に配慮していきます。

【保佐】認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、一人で判断する能力が著しく不十分な方について、申立てによって、家庭裁判所が「保佐開始の審判」をして、本人を援助する人として保佐人

ぱれっとの職員による「福祉用語解説」。第7回は、「その人らしい生き方と安心を支える」ために必要な支援の一つ、成年後見制度について取り上げます。

を選任する制度です。人が一定の重要な行為をしようとする事に同意したり、本人が保佐人の同意を得ないで既にしてしまった行為を取り消したりすることを通じて、本人が日常生活に困らないよう配慮します。なお、保佐人は、予め本人が望んだ一定のことがらについて代理権を与えると家庭裁判所の審判によって、本人に代わって契約を結んだりする権限を持つこともできます。

【補助】認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、一人で判断する能力が不十分な方について、申立てによって、家庭裁判所が「補助開始の審判」をして、本人を援助する人として補助人を選任する制度です。補助人は、補助開始の審判を受けた本人が望む一定のことがらについて、同意したり、取り消したり、代理することを通じて、本人が日常生活に困らないように配慮します。そのため、補助の制度を利用する場合、その申立てと一緒に予め同意したり代理したりできることがらの範囲を定めるための申立てをする必要があります。

【任意後見】十分な判断能力がある方が、将来判断能力が不十分になった場合にそなえてあらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、判断能力が不十分になったときに、その契約にもとづいて任意後見人が本人を援助する制度です。

・この様に自分や家族の将来が様々な理由により心配だったとしても、生活を法的に保護され安心した生活を送ることが可能です。興味を持たれた方は一度調べてみてはいかがでしょうか？

・次号では、実際に市民後見人として活動している方のお話や、現行制度の課題について解説します。 ～続く～

(えびす・ぱれっとホーム 佐藤裕)